

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会基本財産等管理運用規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第5条の規定に基づき、本会の基本財産及び基本財産以外の資産（以下「その他の資産」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (基本財産)

第2条 定款第5条第1項に定める基本財産は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

## (管理)

第3条 基本財産及びその他の資産は、法令に定めるもののほか、定款及びこの規程に基づき理事長が管理する。

2 基本財産及びその他の資産に属する現金は、金融機関への預金又は有価証券など最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

## (運用)

第4条 基本財産及びその他の資産は、その目的に応じて資産価値の維持を図り、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

2 基本財産から生ずる収益は、本会の収支予算に計上して、基本財産の目的を達成するための経費の財源に充てる。

## (追加)

第5条 別表の基本財産に新たな基本財産を追加する場合は、あらかじめ理事会、評議員会の承認を得なければならない。

2 前項において、本会に寄付を受けた財産の取扱いは、寄付者の意思を尊重して行わなければならない。

## (処分)

第6条 基本財産は、本会の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は基本財産から除外することができる。

2 前項の場合には、あらかじめ理事会、評議員会の承認を得なければならない。

## (規程の変更)

第7条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

## (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、基本財産及びその他の資産の管理運用に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

## 附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

平成27年度 10,000,000円 除外

平成28年度 10,000,000円 除外

2 令和2年3月 3日 一部改正

3 令和7年3月21日 一部改正

別表1 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産

種 別	場所、物量等	備考

別表2 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定財産以外のもの）（H29年3月31日現在）

財産種別	場所、物量等	備考
		財団法人宮崎県体育協会から継承した基本財産の内訳
		基本金 35,000,000円
		宮崎県スポーツ振興基金 202,730,000円
		宮崎県スポーツ少年団積立金 4,000,000円